

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月1日から3年9月1日まで  
② 平成3年9月1日から4年5月6日まで  
③ 平成4年5月6日から同年11月11日まで

私は、申立期間①ではA社、申立期間②ではB社、申立期間③ではC社において勤務し、申立期間①の給与は月平均60万円、申立期間②の給与は月70万円から80万円、申立期間③の給与は月60万円から87万円であったと記憶している。

厚生年金加入記録のお知らせでは全ての申立期間において、実際に支給された給与より低い標準報酬月額とされているので、実際の支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成4年5月から同年11月までの期間に係る預金通帳の記載内容から判断すると、標準報酬月額の上限を超えた給与の支給が推認されるとともに、申立人と同職種で年齢も近い同僚が提出した4年5月から同年9月までの期間に係る給料明細書において、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていることが確認できることから、同僚の供述及びC社の回答などから判断すると、当該控除額は同社の実際の給与支給額に見合う控除額であることが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間③の標準報酬月額については、前述の申立人の預金通帳又は同僚の給料明細書で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額により平成4年5月から同年10月までの期間を53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を所持していない上、申立期間①当時の事業主から回答が得られないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額について、遡って訂正した等の不自然な事務処理はうかがえず、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者と比較しても、申立人の標準報酬月額が特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、同僚が提出した給与明細書及び複数の同僚の供述などから判断すると、A社では、厚生年金保険被保険者資格取得時において、給与支給額ではなく基本月額に見合う厚生年金保険料を控除していた状況がうかがえる。

- 3 申立期間②について、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、申立期間②当時のB社の代表取締役は、「当時の事務関係等資料は現在全て残っていない。」と供述しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額について、遡って訂正した等の不自然な事務処理はうかがえず、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者と比較しても、申立人の標準報酬月額が特に低額であるという事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社会保険事務所（当時）管轄）における資格喪失日に係る記録を昭和59年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和52年5月1日から平成9年1月31日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間は、B地区の店舗からC地区の店舗に転勤した時期であったが、退職したわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の担当者の供述などから判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和59年3月1日にA社（B社会保険事務所管轄）からA社（C社会保険事務所（当時）管轄）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B社会保険事務所管轄）に係る昭和59年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 59 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年1月から9年9月までを20万円、9年10月から10年10月までを24万円、12年9月から14年9月までを22万円、14年10月及び同年11月を28万円、15年3月から同年7月までを24万円、同年8月を26万円、同年9月から16年4月までを24万円、同年5月を22万円、同年6月から同年8月までを24万円、同年9月を28万円、同年10月を30万円、同年11月を28万円、同年12月及び17年1月を26万円、同年2月を24万円、同年3月を28万円、同年4月を24万円、同年5月を22万円、同年6月を26万円、同年7月から同年12月までを24万円、18年1月を22万円、同年2月から同年4月までを24万円、同年5月を22万円、同年6月を24万円、同年7月及び同年8月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から18年8月まで

ねんきん定期便に記載されているA事業所での申立期間中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と異なっているため、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認

められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準報酬月額については、A事業所から提出のあった平成13年1月以降の給料台帳等の報酬月額又は控除額に見合う標準報酬月額から、平成13年1月から14年9月までを22万円、14年10月及び同年11月を28万円、15年3月から同年7月までを24万円、同年8月を26万円、同年9月から16年4月までを24万円、同年5月を22万円、同年6月から同年8月までを24万円、同年9月を28万円、同年10月を30万円、同年11月を28万円、同年12月及び17年1月を26万円、同年2月を24万円、同年3月を28万円、同年4月を24万円、同年5月を22万円、同年6月を26万円、同年7月から同年12月までを24万円、18年1月を22万円、同年2月から同年4月までを24万円、同年5月を22万円、同年6月を24万円、同年7月及び同年8月を22万円とすることが妥当である。

また、申立人から提出のあった平成8年分、10年分及び12年分の源泉徴収票等において推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、8年1月から同年12月までを20万円、10年1月から同年10月までを24万円、12年9月から同年12月までを22万円とすることが妥当である。

さらに、申立人と同じ業務に従事し、同様の勤務形態であったと推認される同僚の平成9年分の源泉徴収票の厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う保険料額よりも上回っていることが確認できる上、上記の申立人の平成8年及び10年の源泉徴収票の保険料控除の状況等から判断すると、申立人についても当該同僚と同様の取扱いが行われていたと推認されることから、申立人及び同僚の源泉徴収票等により、申立人の9年1月から同年9月までの標準報酬月額を20万円、同年10月から同年12月までを24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成13年1月から18年8月までの期間は、誤った報酬月額の出し戻しを行ったことを認めており、「平成13年よりも前の期間については、当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明。」としているが、給料台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致しないことから、事業主は給料台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料



(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成14年12月、15年1月及び同年2月の期間については、事業所提出の給料台帳により確認できた報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成4年4月から7年12月までの期間については、申立人は源泉徴収票を所持しておらず、当該事業所においても、「当時の資料は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明。」としており、当該期間についてその主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことが確認できない。

さらに、平成10年11月から12年8月までの期間については、申立人は、「労災のため休職していたが、厚生年金保険料を事業所に支払っていた。」としているところ、労働基準監督署の回答により申立人は当該期間に労災補償給付を受給していたことが確認できることなどから判断すると、当該期間において給与の支払いが無かったと推認される。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から52年5月まで

私の父は、市役所に勤務していたので国民年金制度についてはよく理解していたと思う。私の国民年金保険料について、父から、「大学在学中は母親が国民年金保険料を納付するから、働くようになったら自分で納付しなさい。」と助言され、私が大学を卒業した昭和52年4月からは、中学校などの非常勤講師として勤めており、未納は無いはずなので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する唯一の年金手帳において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年9月1日の同日付けで国民年金に初めて加入していることが確認できるが、このことはオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が同年9月頃に払い出されたと推認できることと符合している。

また、申立期間については、平成6年6月23日に未加入期間から未納期間として記録が訂正されていることが確認でき、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、ほかに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は68か月間の長期間であるとともに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておら

ず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとするその母親は既に死亡しているため国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 496 (事案 235 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 9 月まで

私は、申立期間について、国民年金に任意加入し納付した記憶があり、厚生年金保険の加入期間以外は、国民年金保険料を納付又は免除申請しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。

今回、新たな資料等はないが、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、再度調査の上納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録及びA市保管の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格が昭和 56 年 12 月 1 日に喪失たと記載されているところ、当該被保険者名簿には、その備考欄に「56. 12. 17TEL 厚年加入の受付」と記載され、申立人については、同年 12 月から 57 年 1 月までの厚生年金保険の加入記録が確認できるが、その後、申立人が改めて、市役所で国民年金の加入手続をしたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないとして再申立てをしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。